

議案第 86 号

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 6
7 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 29 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正によ
り、内閣総理大臣が保育所保育指針を定めることとなったことに伴い、当該
条例の一部を改正するため。

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年石岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。